

議会議案第三号

石川県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第百十二条及び石川県議会議規則第十五条第一項の規定により、右の議案を別紙のとおり提出します。

平成二十九年三月十七日

石川県議会議長 宮 下 正 博 殿

提出者

議	議	議	議	議	議	議	議
員	員	員	員	員	員	員	員
富	室	徳	焼	作	中	石	下
瀬	谷	野	田	野	村	坂	沢
	弘	光	宏	広		修	佳
永	幸	春	明	昭	勲	一	充

石川県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

石川県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

4 会派の代表者及びその所属議員は、前三項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し（第十一条第一項において「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。

第十一条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「第九条」を「第九条第一項から第三項まで」に改め、「収支報告書」の下に「及び同条第四項の規定により提出された領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）」を加え、「同条第一項」を「同条第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「次に掲げるものは」を「何人も」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 議長は、前項の規定による請求があつた場合は、当該収支報告書等（当該収支報告書等に石川県情報公開条例（平成十二年石川県条例第四十六号）第七条に規定する非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報が記録されている部分を除く。）を閲覧に供するものとする。

第十二条第一項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の石川県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成二十八年四月一日以後に交付する政務活動費に係る収支報告書及び当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し（以下「収支報告書等」という。）について適用し、同日前に交付した政務活動費に係る収支報告書等については、なお従前の例による。

議会議案第十一号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法第百十二条及び石川県議会会議規則第十五条第一項の規定により、右の議案を別紙のとおり提出します。

平成二十九年三月十七日

石川県議会議長 宮 下 正 博 殿

提出者

議	議	議	議	議	議	議	議	議	議
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
川	佐	増	盛	西	吉	下	山	藤	吉
裕	藤	江	本	田	崎	沢	田	井	田
一	正		芳	昭	吉	佳	省	義	
郎	幸	啓	久	二	規	充	悟	弘	修

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例（昭和三十一年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務企画委員会の項中「総務企画委員会」を「総務企画県民委員会」に改め、「企画振興部」の下に「、県民文化スポーツ部」を加え、同表環境農林建設委員会の項中「環境部」を「生活環境部」に改め、同表商工労働公安委員会の項中「商工労働公安委員会」を「商工観光公安委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の石川県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による総務企画委員会及び商工労働公安委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、この条例の施行の日、改正後の石川県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による総務企画県民委員会及び商工観光公安委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は、石川県議会委員会条例第二条の二第一項の規定にかかわらず、旧条例の規定による総務企画委員会及び商工労働公安委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会に付議されている事件は、この条例の施

行の日に、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。